

USEN GAS プラン

(料金表)等以外の供給条件

(電気・ガス価格激変緩和対策事業に係るガス料金の特別措置)

2023年1月1日実施

2年契約用

料金その他の供給条件の内容

USEN GASプラン

1 適用

- (1) この供給条件は、大阪瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さままで、当社が定めるUSEN GAS需給約款にもとづきガスの供給を受け、USEN GASプラン（料金表）（以下「料金表」といいます。）の適用を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、2023年1月の検針日の翌日から2023年10月の検針日までの期間に使用されるガスに適用いたします。

2 ガス料金および日割計算の特別措置

料金表の適用を受けるお客さまの従量料金は、料金表2（ガス料金）または4（日割計算）(1)にかかわらず、料金表別表（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 原料費調整単価の特別措置

- (1) 料金表の適用を受けるお客さまの原料費調整単価は、料金表別表（原料費調整）1(2)にかかわらず、次の算式によって算定された値といたします。

$$\begin{array}{l} \text{原 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (2) \text{の基準原料費調整単価} - (5) \text{の特別措置の原料費調整単価}$$

- (2) 基準原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、基準原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、当該値が正の場合は切り捨て、当該値が負の場合は切り上げます。

基準原材料費
調整単価 = (平均原料価格—(3)の基準原料価格)

$$\times \frac{(4)の基準単価}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

(3) 基準原料価格は、次のとおりといたします。

関西エリア	64,090円
-------	---------

(4) 基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	8 銭1厘
-------------	-------

(5) 特別措置の原料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき	2023年1月の検針 日の翌日から2023 年9月の検針日ま での期間	2023年9月の検針 日の翌日から2023 年10月の検針日ま での期間
	30円00銭	15円00銭

4 その他の

その他の事項については、料金表に定めるところによるものといたします。

附 則(実施期日)

この供給条件は、2023年1月1日から実施いたします。